

## 議案第 68 号

### 北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

### 北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 79 号を第 80 号とし、第 40 号から第 78 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 39 号中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に改め、同号を同項第 40 号とし、第 38 号の次に次の 1 号を加える。

(39) 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築認定を申請する場合の手数料の額 認定申請 1 件につき 27,000 円

第 2 条第 4 項中「第 1 項第 49 号」を「第 1 項第 50 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 項第 49 号」を「前条第 1 項第 50 号」に改める。

第 5 条第 8 項中「第 2 条第 1 項第 50 号から第 79 号まで」を「第 2 条第 1 項第 51 号から第 80 号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。